栃木県公報

令和７(2025)年
４月４日(金)
第592号

目　　次

告　　示

○栃木県一般会計補正予算…… 299
○土地改良区定款変更の認可…… 301
○土地改良施設の管理規程の変更認可…… 301
○道路の区域の変更…… 302
○道路の供用開始…… 303

公　　告

○大規模小売店舗の新設の届出…… 303
○土地改良区役員の就任…… 304
○公共測量の終了…… 304
○同…… 304
○同…… 305
○都市計画変更図書の写しの縦覧…… 305
○同…… 305
○都市計画事業の施行…… 305

## 告　　示

**栃木県告示第162号**

令和６年度栃木県一般会計補正予算（第８号）については、令和７（2025）年３月28日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

令和６年度栃木県一般会計補正予算（第８号）

今回の補正予算は、森林保全の推進など次年度以降に必要となる事業の財源に充てるため、ふるさと納税による寄附金を基金に積み立てるとともに、県税収入の増加及び地方交付税の確定等に伴い、歳入歳出予算の整理を行うほか、県債管理基金の涵養を図ることとして、編成したものである。

補正予算の総額は、50億6,300万円の減額となり、既定予算が9,978億326万円であったので、補正後の予算総額は、9,927億4,026万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

１　歳入　（単位　千円）

| 款 | 既定予算額（A） | 補正額（B） | 補正後（A＋B） |
|---|---|---|---|
| １　県税 | 268,000,000 | 2,000,000 | 270,000,000 |
| ２　地方消費税清算金 | 103,785,000 | | 103,785,000 |
| ３　地方譲与税 | 44,100,000 | 793,667 | 44,893,667 |
| ４　地方特例交付金 | 7,039,309 | | 7,039,309 |
| ５　地方交付税 | 157,580,418 | △527,112 | 157,053,306 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6　交通安全対策特別交付金 | 600,000 | △208,738 | 391,262 |
| 7　分担金及び負担金 | 4,129,331 | | 4,129,331 |
| 8　使用料及び手数料 | 10,056,213 | | 10,056,213 |
| 9　国庫支出金 | 121,276,656 | △821,817 | 120,454,839 |
| 10　財産収入 | 2,004,506 | | 2,004,506 |
| 11　寄附金 | 1,656,832 | 120,000 | 1,776,832 |
| 12　繰入金 | 36,285,257 | △6,000,000 | 30,285,257 |
| 13　繰越金 | 9,853,620 | | 9,853,620 |
| 14　諸収入 | 163,340,118 | | 163,340,118 |
| 15　県債 | 68,096,000 | △419,000 | 67,677,000 |
| 合計 | 997,803,260 | △5,063,000 | 992,740,260 |

2　歳出　　（単位　千円）

| 款 | 既定予算額（A） | 補正額（B） | 補正後（A＋B） |
|---|---|---|---|
| 1　議会費 | 1,467,253 | △40,000 | 1,427,253 |
| 2　総務費 | 55,922,857 | △938,000 | 54,984,857 |
| 3　民生費 | 118,252,813 | △1,152,000 | 117,100,813 |
| 4　衛生費 | 76,296,175 | △544,000 | 75,752,175 |
| 5　労働費 | 2,391,894 | △16,000 | 2,375,894 |
| 6　農林水産業費 | 41,526,379 | △637,000 | 40,889,379 |
| 7　商工費 | 157,466,034 | △121,000 | 157,345,034 |
| 8　土木費 | 104,313,768 | △62,000 | 104,251,768 |
| 9　警察費 | 46,598,256 | △277,000 | 46,321,256 |
| 10　教育費 | 185,185,256 | △815,000 | 184,370,256 |
| 11　災害復旧費 | 3,295,297 | △69,000 | 3,226,297 |
| 12　公債費 | 96,394,078 | △105,000 | 96,289,078 |
| 13　諸支出金 | 108,193,200 | | 108,193,200 |
| 14　予備費 | 500,000 | △287,000 | 213,000 |
| 合計 | 997,803,260 | △5,063,000 | 992,740,260 |

3　歳出（性質別）　　（単位　千円）

| 区分 | 既定予算額（A） | 補正額（B） | 補正後（A＋B） |
|---|---|---|---|
| 1　職員費 | 196,877,325 | △599,000 | 196,278,325 |
| 2　公共事業費 | 83,035,403 | △111,000 | 82,924,403 |
| 3　建設事業費 | 60,101,777 | △543,000 | 59,558,777 |
| 4　公債償還費 | 96,394,078 | △105,000 | 96,289,078 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5　主　要　義　務　費 | 144,338,599 | △1,205,000 | 143,133,599 |
| 6　税　交　付　金　等 | 108,193,200 | | 108,193,200 |
| 7　一　般　行　政　費 | 125,300,127 | △1,886,000 | 123,414,127 |
| 8　受　託　事　務　費 | 1,954,071 | △188,000 | 1,766,071 |
| 9　県　単　補　助　金 | 21,997,390 | △357,000 | 21,640,390 |
| 10　県　単　貸　付　金 | 150,230,730 | | 150,230,730 |
| 11　災　害　復　旧　費 | 3,009,544 | △69,000 | 2,940,544 |
| 12　直　轄　事　業　負　担　金 | 6,371,016 | | 6,371,016 |
| 合　　計 | 997,803,260 | △5,063,000 | 992,740,260 |

部局別主要事業　　（単位千円）

| 事　業　名 | 予算額 | 説　明 |
|---|---|---|
| 〔生活文化スポーツ部〕<br>1 文化振興基金積立金 | 40,000 | 文化振興基金の積立に要する経費の補正<br>（補正前）　24,302　→（補正後）　64,302<br>・目的　県民の文化活動への助成等 |
| 〔環境森林部〕<br>2 とちぎの元気な森づくり基金積立金 | 80,000 | とちぎの元気な森づくり基金の積立に要する経費の補正<br>（補正前）　914,133　→（補正後）　994,133<br>・目的　森林の有する公益的機能の持続的な発揮のための森林整備等 |

（財政課）

---

**栃木県告示第163号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第３項の規定により公告する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|---|---|
| 喜連川土地改良区 | 令和７（2025）年３月25日 |
| 那珂川町土地改良区 | 令和７（2025）年３月25日 |
| 国分寺土地改良区 | 令和７（2025）年３月27日 |

---

**栃木県告示第164号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の２第３項の規定により、次のとおり土地改良施設の管理規程の変更を認可したので、同条第４項の規定により公告する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

| 土地改良区の名称 | 土地改良施設の名称 | 土地改良施設の所在地 | 土地改良施設の管理規程の概要 | 認可年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 那珂川町 | 三川又頭首工 | 那須郡那珂川 | (1)　取水、放流及びゲートの操作に関 | 令和７（2025）年 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 土地改良区 | | 町小口字広瀬 | する事項<br>(2)　点検及び整備に関する事項<br>(3)　緊急事態における措置に関する事項 | ３月25日 |

（農地整備課）

---

**栃木県告示第165号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和７（2025）年４月４日から同年５月７日まで一般の縦覧に供する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

Ⅰ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　大田原氏家線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区　　間 | 敷地の幅員（メートル） | 延　長（メートル） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 194 | 前 | さくら市氏家字下野3220-１から<br>さくら市氏家字東原4506-９まで | 9.2～17.5 | 878.0 | |
| | 後 | さくら市氏家字下野3220-１から<br>さくら市氏家字東原4506-９まで | 11.7～17.5 | 878.0 | |

Ⅱ

道路の種類　県道

路　線　名　一般県道　県民の森矢板線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区　　間 | 敷地の幅員（メートル） | 延　長（メートル） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 272 | 前 | 矢板市長井字森山1325-１から<br>矢板市長井字森山内957まで | 14.8～23.6 | 329.5 | |
| | 後 | 矢板市長井字森山1325-１から<br>矢板市長井字森山内957まで | 13.2～25.4 | 329.5 | |

Ⅲ

道路の種類　県道

路　線　名　主要地方道　塩谷喜連川線

道路の区域

| 整理番号 | 変更前後の別 | 区　　間 | 敷地の幅員（メートル） | 延　長（メートル） | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 323 | 前 | 矢板市玉田252-１から<br>矢板市玉田121-２まで | 12.0～19.2 | 721.3 | |
| | 後 | 矢板市玉田252-１から<br>矢板市玉田121-２まで | 12.0～19.1 | 721.3 | |

---

**栃木県告示第166号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和７（2025）年４月４日から同年５月７日まで一般の縦覧に供する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

| 整理番号 | 路　線　名 | 供　用　開　始　の　区　間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|---|
| 194 | 主要地方道<br>大田原氏家線 | さくら市箱森新田字東原387-２から<br>さくら市氏家字下野3220-１まで | 令和７（2025）年<br>４月４日 |

（道路保全課）

---

# 公　　告

**○大規模小売店舗の新設の届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第５条第１項の規定により大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、意見を有する者は、令和７（2025）年８月４日までに知事に意見書を提出することができる。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ドラッグコスモス氏家店
　さくら市氏家字東原3145番１
2　大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
　株式会社コスモス薬品
　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番１号
3　大規模小売店舗において小売業を行う者の名称
　株式会社コスモス薬品
4　大規模小売店舗の新設をする日
　令和７（2025）年11月28日
5　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
　1,362㎡
6　駐車場及び駐輪場の収容台数
　駐車場　55台
　駐輪場　22台
7　荷さばき施設の面積
　50㎡
8　廃棄物等の保管施設の容量
　12.35㎥
9　大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
　開店時刻　午前９時
　閉店時刻　午後10時
10　来客が駐車場を利用することができる時間帯
　午前８時30分から午後10時30分
11　駐車場の自動車の出入口の数
　２箇所

12　荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
　24時間
13　届出年月日
　令和７（2025）年３月27日
14　縦覧場所
　県ホームページ

（経営支援課）

---

○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

| 土地改良区名 | 役職名 | 退任役員氏名 | 就任役員氏名 | 住所 | 退任年月日 | 就任年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 国分寺土地改良区 | 理事 | | 大高　徳一 | 下野市小金井2130 | | 令和７(2025).３.20 |

（農地整備課）

---

○公共測量の終了

令和６（2024）年８月９日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、安足農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

1　作業種類
　公共測量（確定測量図作成、基準点測量）
2　作業地域
　佐野市植下町、飯田町地内
3　作業期間
　令和６（2024）年７月25日から令和７（2025）年３月19日まで

---

○公共測量の終了

令和６（2024）年７月12日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、芳賀農業振興事務所長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

1　作業種類
　公共測量（基準点測量）
2　作業地域
　益子町塙、七井地内
3　作業期間

令和６（2024）年６月24日から令和７（2025）年３月11日まで

---

○公共測量の終了

令和６（2024）年12月６日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、足利市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により次のとおり公示する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

1　作業種類

公共測量（カラーデジタル空中写真撮影～同時調整）

2　作業地域

足利市全域

3　作業期間

令和６（2024）年12月13日から令和７（2025）年３月24日まで

（監理課）

---

○都市計画変更図書の写しの縦覧

益子町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により令和７（2025）年３月24日に変更した、益子都市計画ごみ処理場の関係図書の写しを同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

---

○都市計画変更図書の写しの縦覧

市貝町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により令和７（2025）年３月24日に変更した、市貝都市計画ごみ処理場の関係図書の写しを同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、栃木県県土整備部都市政策課において縦覧に供する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

（都市政策課）

---

○都市計画事業の施行

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第１項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和７（2025）年４月４日

栃木県知事　福　田　富　一

1　都市計画事業の種類及び名称

足利佐野都市計画道路事業３・４・１号前橋水戸線、３・５・208号昇栄殿町線、３・４・205号佐野行田線及び３・４・206号本町奈良渕線

2　施行者の名称

栃木県

3　事務所の所在地

栃木県宇都宮市塙田１丁目１番20号

4　事業地の所在

(1)　収用の部分

栃木県佐野市万町字万町、本町字本町、大和町字江戸町及び大町字大町地内

(2)　使用の部分

なし

（都市整備課）

発行人　栃木県　〒320-8501　宇都宮市塙田１丁目１番20号